

認定支援機関のみなさまへ

〈経営支援型セーフティネット貸付〉

経営環境変化資金のご案内

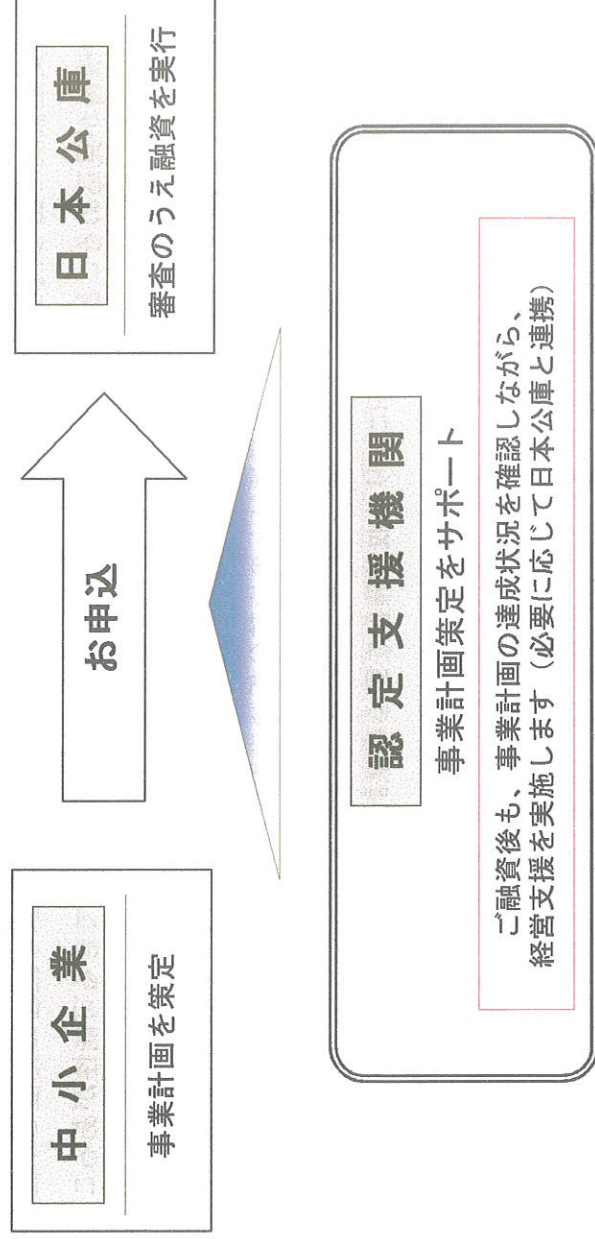
高い専門性を有する認定支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となった融資制度です。

制度の特徴

- 1 一定の借入負担があり（注）、一時的に資金繰りが悪化している事業者が対象です。
- 2 認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）の継続した経営支援が必要です。
- 3 「財務内容の健全化」を計画する事業者が必要な運転資金について、「基準利率－0.4%」が適用されます。

（注）借入負担年数〔（有利子負債＋社債）／（経常利益÷2＋減価償却費）〕が13年以上

制度のスキーム



〈事業計画書について〉

3～5事業年度を目途に、次のいずれかまたは複数を満たす計画であることが要件です。

- ① 借入負担年数が10年以内へ
- ② 経常利益が赤字から黒字へ
- ③ 債務超過から資産超過へ

※最近の決算期において「経常利益が赤字かつ債務超過」の場合、少なくとも②と③の両方を満たす計画であることが必要です。

認定支援機関のみなさまへ

＜新企業育成貸付＞

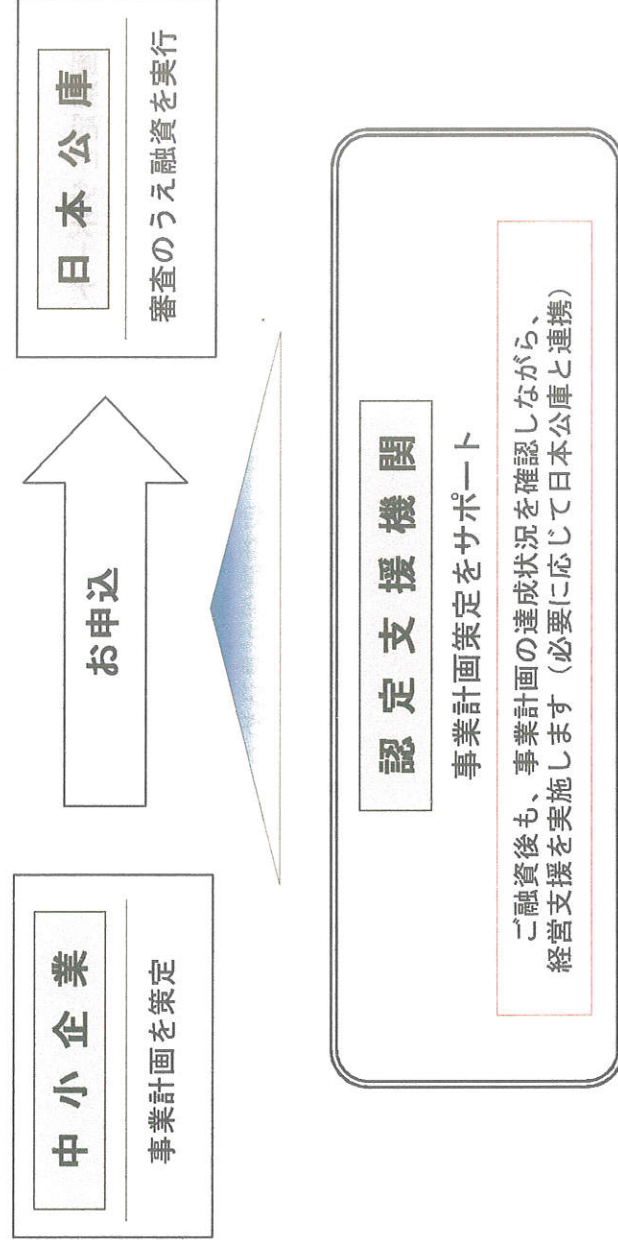
中小企業経営力強化資金のご案内

高い専門性を有する認定支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となった融資制度です。

制度の特徴

- 1 創業または経営多角化・事業転換等の新たな事業活動をするにあたり、認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）による経営支援を受け、新商品の開発等新たな市場の創出を目指す事業者が対象です。
- 2 1,500万円以内については、「基準利率－0.4%」で、無担保・無保証人でご利用ができます。

制度のスキーム



《事業計画書について》

創業・経営多角化・事業展開等の新たな事業活動をする計画であることが必要です。